

ビルメンテナンス業におけるその他の一般動力機械を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
3	8~9	食堂の清掃中、掃除機のコードに足が引っ掛かり転倒し、足の甲を負傷した。	65	1~ 9
5	9~ 10	出入口付近にて、手押し式床磨き機を使い清掃作業中、床磨き機がカーペット部で予期せず停止したためバランスを崩し、足を床についた際に左膝を強打し骨折した。当時、現場はパート5名のみであった。	59	100 ~ 299
5	10~ 11	ゴルフ場内の舗装道路（カート専用路）より約5m上の広場の芝を自走芝剥ぎ機（エンジン付）を押しながら芝剥ぎ作業中、誤って機械のギアを後進に入れたことに気付かないまま発進させてしまったところ、作業場所が崖の上部の縁付近であったため機械に押される形となり、機会と共に約5m下の舗装道路に転落し、右足踵付近と左足膝付近を路面に強打した。	35	30 ~ 49
6	15~ 16	歩道のガードレール付近で草刈り作業を行っていた。同僚作業員が、肩掛けの刈払機を使用して草を刈り、被災作業員が飛散防止シートをガードレールの外側で持ちながら作業をしていた。その作業中に、同僚作業員がシートの近くを刈ろうとした時に誤って、被災作業員の右足外側に刈刃を当ててしまい、事故が発生した。被災作業員の右足薬指、及び小指の第2関節より上を切除してしまった。その時の現場は、草が長く、視界が非常に悪かった。	62	100 ~ 299
7	10~11	製品包装にて、新しいラップをセットする切り替え作業をしていて、右手でボタンを押しながら、左手では送りベルトの間から出てきたラップの端をつかみ、引っ張っていた時に、人差し指第二関節までが送りベルト直下の軸に挟まれてしまった。電動のため、電源を切った上で、指付近の送りベルトを指が抜ける向きに	58	30 ~

		引っ張った。しかし、引っ張った方向には全く動かず、手を放した瞬間、それとは逆の方向に少し戻る動きが生じ、さらに指の付け根まで入ってしまった。その後、送りベルトを切ったり、部品を外したりしたが、取れないまま救急隊到着となった。		49
7	7～8	草刈機を操作中、草刈機がフェンスに引っかかり、外そうとしたはずみで貯水池に落下し、左足かかとを負傷した。	69	100 ～ 299
9	11～ 12	保育所前の未利用地で敷地内草刈作業中に発生、周辺に草が飛散するのを防止する為、防護ネットを被災労働者が保持し、他の労働者が電動草刈機を使い作業を行っていたところ、操作を誤って稼働中の丸型刈刃が防護ネット下を越えて左足に接触（作業用長靴を履いていた）、第三趾（中指）末節切断及び左足背部挫創の傷を負う。	47	100 ～ 299
10	9～ 10	会社倉庫から掃除機材を車に運ぶ際に、誤って手を滑らせ足に落としてしまった。機材、ポリッシャー、重量10kg程度、長さ約1m。	21	30 ～ 49

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html